

事務連絡
平成26年2月3日

岩手県主管部局長 殿
宮城県主管部局長 殿
福島県主管部局長 殿
仙台市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災の被災地における工事請負契約書第25条第5項
の運用の簡素化の試行について

今般、東日本大震災で特に被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県の3県内における主要な工事材料の価格の著しい変動に対処するため、工事請負契約書第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用の簡素化の試行について、平成26年2月3日付けで、別添1のとおり国土交通省東北・北陸地方整備局あてに通知しましたので、お知らせします。

貴県（市）におかれましては、別添1を参考として、適切に運用していただくようお願いします。

なお、別添2のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

（県あて通知のみに記載）

また、各県におかれましては、貴県内の市町村（政令指定都市を除く。）に対しても、上記について周知徹底をお願いします。

別添 1

国地契第 6 3 号

国官技第 2 5 7 号

国営計第 1 1 1 号

平成 26 年 2 月 3 日

東北地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長
北陸地方整備局 総務部長
企画部長
営繕部長 あて

国土交通省大臣官房

地方課長

技術調査課長

官庁営繕部計画課長

(公 印 省 略)

東日本大震災の被災地における工事請負契約書第 25 条第 5 項
の運用の簡素化の試行について

工事請負契約書（「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）の別冊）第 25 条第 5 項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「工事請負契約書の運用基準について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 27 号）記第 25 条関係、「工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用について」（平成 20 年 6 月 13 日付け国地契第 9 号、国技建第 1 号、国営計第 24 号。以下「運用通達」という。）、「工事請負契約書第 25 条第 5 項の運用の拡充について」（平成 20 年 9 月 10 日付け国地契第 23 号、国技建第 116 号、国営計第 46 号）及び「請負契約代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約第 25 条第 5 項の運用について」（平成 21 年 2 月 9 日付け国地契第 51 号、国官技第 272 号、国営計第 93 号。以下「減額通達」という。）に定めたところであるが、東日本大震災で特に被害の大きかった岩手県、宮城県及び福島県の 3 県内における主要な工事材料の価格の著しい変動に対処するため、当該県内で実施されている工事の請負契約で単品スライド条項に基づき請負代金額の変更を行う場合については、手続きを迅速に行うことを目的に、「工事請負契約書の運用基準について」に加え、下記のとおり運用通達及び減額通達を読み替えること等による試行を行うこととし、今後実施状況を踏まえながら、所要の改善等を図っていくこととしたので、遺憾なきよう措置されたい。なお、貴局管内の対象となる自治体については、貴局より情報提供されたい。

記

1. 運用通達記 2. (スライド額の算定) 中、(2) 及び (3) については適用しない。
2. 運用通達記 3. (価格変動後における単価の算定方法) 中、(1) を次のとおり読み替えるものとし、(2) については適用しない。
 - (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。
 - ① 工事履行報告書の添付資料等 (営繕工事においては「工事材料搬入報告書等」。以下同じ。) に数量が明記されている対象材料
工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に基づき、出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格 (複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形部分の増加量で加重平均した価格) とする。
 - ② 工事履行報告書の添付資料等に数量が明記されていない対象材料
工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に数量が明記されていない材料については、工事全体の出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格 (複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形増加量で加重平均した価格) とする。
3. 運用通達記 4. (対象数量の算出方法) (1) 中④及び記 5. (搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認) については適用しない。
4. 減額通達記 2. を次のように読み替える。
 2. 運用通達記 2. (スライド額の算定) 中、(1) 柱書きを次のように読み替えるものとし、(2) 及び (3) は適用しない。
 - (1) 請負代金の変更額 (以下「スライド額」という。) の算定は、1. の規定により当該工事に必要な工事材料とされた各材料 (以下「対象材料」という。) の単価等に基づき、次式により行う。
5. 減額通達記 3. を次のように読み替える。
 3. 運用通達記 3. (価格変動後における単価の算定方法) 中、(1) を次のとおり読み替えるものとし、(2) については適用しない。
 - (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

- ① 工事履行報告書の添付資料等（営繕工事においては「工事材料搬入報告書等」。以下同じ。）に数量が明記されている対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に基づき、出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分の増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形部分の増加量で加重平均した価格）とする。

- ② 工事履行報告書の添付資料に数量が明記されていない対象材料

工事履行報告書の添付資料等の発注者が有する情報に数量が明記されていない材料については、工事全体の出来形部分の増加を確認できた月の実勢価格（複数の月で出来形部分が増加を確認できた場合にあっては、当該月ごとの実勢価格をそれぞれの月の出来形増加量で加重平均した価格）とする。

6. 減額通達記5. を次のように読み替える。

5. 運用通達記5.（搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認）は適用しない。

附 則

1. この通知は、平成26年2月3日から適用する。
2. この通知の施行前に既に協議が開始していた工事については、なお従前の例による。

以上